

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第172回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和8年8月28日（金）10時00分～10時27分

Web会議による開催

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

藤井 威生（部会長）、森 亮二（部会長代理）、相田 仁、浅川 秀之、
武田 史子、田平 恵、西村 真由美、矢入 郁子

（以上8名）

（2）専門委員（敬称略）

関口 博正

（以上1名）

（3）総務省

荻原 直彦（総合通信基盤局長）、
片桐 義博（総合通信基盤局総務課長）、
平松 寛代（基盤整備促進課長）、
坂本 光英（電気通信技術システム課番号企画室長）、
本村 優希（基盤整備促進課課長補佐）、
廣瀬 謙（基盤整備促進課課長補佐）、
高橋 和也（電気通信技術システム課課長補佐）

（4）事務局

石井 貴朗（情報流通行政局総務課課長補佐）

第3 議題

(1) 答申事項

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等（モバイル網固定電話のユニバーサルサービス化に関する規定の整備）【諮問第3218号】

(2) 諮問事項

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案（新たなユニバーサルサービス制度に係る規定の整備）【諮問第3220号】

開 会

○藤井部会長 本日もよろしくお願いします。

それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第172回を開催いたします。

本日はWeb審議を開催しており、委員9名中8名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

Web審議となりますので、皆様、御発言の際は、マイク及びカメラをオンにし、お名前をおっしゃっていただいてから、御発言をお願いいたします。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めていきたいと思っております。本日の議題は、答申事項1件、諮問事項1件となります。

議 題

(1) 答申事項

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等（モバイル網固定電話のユニバーサルサービス化に関する規定の整備）【諮問第3218号】

○藤井部会長 初めに、諮問第3218号「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等（モバイル網固定電話のユニバーサルサービス化に関する規定の整備）」について、審議いたします。

本件は、6月17日水曜日開催の当部会において、総務大臣から諮問を受けて審議を行い、6月18日木曜から7月17日金曜までの間、意見募集を実施いたしました。

この結果を踏まえ、ユニバーサルサービス委員会及び電気通信番号委員会において調査・検討を行っていただきました。委員会での検討結果については、ユニバーサルサービス委員会の関口主査より御報告いただきます。

それでは、関口主査、よろしくお願いいたします。

○関口ユニバーサルサービス委員会主査 おはようございます。ユニバーサルサービス委員会主査を拝命しております関口でございます。

諮問第3218号「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等（モバイル

網固定電話のユニバーサルサービス化に関する規定の整備)」につきまして、資料172-1により、当委員会及び電気通信番号委員会における調査・検討の結果を御報告申し上げます。

本件の概要につきましては、資料44ページ以降に掲載しておりますが、モバイル網固定電話のユニバーサルサービス化に関する規定の整備を行うため、電気通信事業法施行規則等について一部改正を行うものです。

本件につきましては、先ほど部会長から御紹介がございましたように、6月18日から7月17日までの間、総務省において意見募集が行われ、8件の意見の提出がございました。寄せられた意見を踏まえ、8月7日から12日までの間、当委員会及び電気通信番号委員会の合同会合を開催いたしまして、本件について調査・検討を行いました。

その結果、当委員会及び電気通信番号委員会といたしましては、資料172-1の1ページ目の報告書、1に記載のとおり、提出された諮問事項に係る意見に対する別紙1の総務省の考えについて、適当と認められる。また、報告書の2に記載のとおり、電気通信事業法施行規則等の一部改正については、別紙2のとおり修正を加えた上で改正することが適当と認められるとの結論を得ましたので、その旨を御報告させていただきます。

詳細につきましては、引き続き総務省から説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○廣瀬基盤整備促進課課長補佐 総務省基盤整備促進課の廣瀬でございます。

そうしましたら、私のほうから、意見募集の結果寄せられた御意見と、それに対する考え方について御説明させていただきます。

同じ資料の2ページ目、右上に「別紙1」と書かれたページを御覧いただければと思います。本件につきましては、審議会への諮問事項と、諮問を要さない事項を一体として改正を行いたいものでございましたので、総務省のほうでまとめて意見募集を実施させていただきました。そのうち審議会への諮問事項に係る御意見につきましては、このページの左側でございますけれども、こちらに記載のとおり、8件の御意見を頂戴しております。

具体的な意見の内容についてですけれども、2枚ほどおめくりいただきまして、4ページ目以降、順に御紹介させていただければと思います。

まず、意見1から意見4まで、こちら、具体的には、NTTドコモさん、それから、

匿名の方、それから、NTT東西さんからの御意見になりますけれども、本件に賛同する旨の御意見をいただいております、これらの御意見に対する考え方としては、右側の欄ですけれども、賛同の御意見として承るとさせていただきます。

次に、5ページ目まで参りますけれども、意見の5、こちらは個人の方からの御意見でございますけれども、概要としましては、モバイル網固定電話をユニバーサルサービスに位置づけるに当たっては、利用者情報の保護は重要だと考えると。万が一、データが流出しても復元できないようなデータ無意味化といったことを検討すべきではないかというような御意見になっております。

これに対する考え方、右側でございますけれども、前段、後段分けて書いてございまして、まず、前段では、今回の改正では、大きく言うと、サービスの種類としてのモバイル網固定電話の定義を置かせていただいて、それに該当するものをユニバーサルサービスとするというような整理を行わせていただくものでございまして、事業者における利用者情報の保護について、何ら制度的な変更を行うものではないということを御説明させていただきつつ、後段としては、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきますというふうにさせていただきます。

続いて、6ページ目に参りますけれども、意見の6、こちらは楽天モバイルさんからの御意見ですけれども、モバイル網固定電話の品質についてということで、今回定めようとしているモバイル網固定電話に係る品質基準、これが現行の固定電話に係る品質基準を下回っていると。現時点において確保すべき必要最小限の品質基準を設定するものとして理解はするけれども、IPネットワーク設備委員会の報告等を踏まえれば、技術の進展等を踏まえて適時適切に検証されるべき、将来的には、現行の固定電話と同等の水準を確保することを目指す必要があるのではないかといった御意見になっております。

これに対する考え方、右側の欄でございますけれども、まず、前段で、今回定めさせていただく品質基準については、従来の固定電話並みの品質基準は必ずしも必要ではないけれども、会話に支障のない範囲であることが重要であるということを念頭に、もう一つは、既に提供されているサービス、一定の利用者に利用されているサービスであるという現状も考慮して設定させていただいているということを説明させていただきつつ、後段では、今後の品質基準の見直しについての御意見については、今後の参考とさせていただきますということにしております。

それから、7ページ目に参りまして、意見の7、こちら楽天モバイルさんからの御

意見ですけれども、緊急通報の優先的取扱いに係る基準についても、同様に、現行の固定電話と同等の水準を確保することが不可欠なのではないか、具体的な検討を進めるべきではないかといったような御意見になっております。

これに対する考え方、右側の欄ですけれども、今後の参考とさせていただくとしておまして、その上で、「また、」以下の部分でございますけれども、この御意見の中でも引用されているＩＰネットワーク設備委員会報告においては、緊急通報について、「中長期的な検討に当たっては」、現状として「携帯電話による緊急通報が大半を占める」という実態を踏まえまして、モバイル網固定電話に限定せず、携帯電話による緊急通報も含めて議論することが適当とされているということについても記載をさせていただいております。

それから、意見の８、こちらは個人の方からの御意見でございます、今回、モバイル網固定電話用設備について、ファクシミリによる正常な送受信が行えるということを求めているが、何をもって正常な送受信と判定するのかといった御意見でございます。

これに対する考え方としましては、総務省告示において、具体的な基準を基に品質測定することを事業者に求めていますということを記載しております。

８ページ目に参りまして、最後になりますけれども、意見の９、こちら、個人の方からですけれども、こちら、３点ほど、改正省令の書き方といった部分で御指摘をいただいております、いずれも修正すべきと思われる点でございましたので、これに対する考え方といたしましては、御指摘を踏まえ修正いたしますとしております。具体的には、報告書の別紙２のとおり修正させていただくことを考えております。

以上が諮問事項に係る御意見でございます、諮問事項以外の部分についての御意見も参考として９ページ目以降に記載をしておりますが、こちらについての詳細な説明は割愛させていただきますけれども、こちらについても、改正案の内容面について修正するような御意見はいただいていないところでございます。

私のほうからの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井部会長　御説明ありがとうございました。

そうしましたら、ただいまの御説明に関しまして、皆様方から御意見、御質問をいただければと思います。チャット機能にてお申出いただければと思います。

現在のところチャットには記入がないようですが、皆様、よろしいでしょうか。

特に内容に関する修正事項はないということでしたので、もし御意見がないようでは

たら、諮問第3218号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○藤井部会長 ありがとうございます。そうしましたら、案のとおり答申することいたします。ありがとうございました。

（２）諮問事項

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案（新たなユニバーサルサービス制度に係る既定の整備）【諮問第3220号】

○藤井部会長 それでは、続いて諮問事項に移ります。諮問第3220号「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案（新たなユニバーサルサービス制度に係る規定の整備）」について、こちら、総務省より御説明をお願いいたします。

○本村基盤整備促進課課長補佐 基盤整備促進課の本村と申します。諮問案件について御説明いたします。資料につきましては、こちらの横向きのページを用いて御説明いたします。

右肩の1ページ目でございます。まずは諮問の背景を御説明いたします。黒丸の1ボックス目ですけれども、電気通信事業法及びNTT法の改正が令和7年にございまして、段階的に施行されつつある状況でございます。この改正事項のうち、最終保障提供責務の関係につきましては、2年以内施行となつてございますので、来年の5月までに施行する必要があります。ですので、今の段階から規定の整備を進める必要があるというところでございます。

黒丸の2つ目ですけれども、政策的な議論の状況についてでございます。最終保障提供責務の運用の在り方ですとか、それに限らずユニバーサルサービス制度の在り方などの議論が進んでございまして、現状では、（２）にございまして、三次答申の案が取りまとめられている段階でございます。案の段階ではございますけれども、先ほど申しましたような施行期日の期限の兼ね合いですとか、今からでも取り組めることは取り組んでいくということで、本日諮問させていただきたいというものでございます。

ページの下側に改正対象を記載してございます。（１）の省令案が、諮問対象を含むものとなっております。実質的な改正事項のほとんどは、この（１）の①の施行規則

の改正案の中にございまして、あとは③の第一号、すなわち電話の算定規則の中に、いわゆる2σの撤廃を含むところをございます。その他はいわゆるハネ改正となつてございます。(2)や(3)の告示につきましても、ハネ改正を想定しているところをございます。

続きまして、右肩の2ページ目をございます。改正案の概要について、順番に御説明いたします。

(1)が最終保障提供責務の関係でございます。①が、太字にございますように、関連手続の具体化というところをございます。最終保障提供責務の手続につきましては、改正後の事業法において示されているところをございまして、例えば、利用希望者から提供の求めがあつた際には、最終保障電気通信事業者は区域内電気通信事業者に対して役務を提供するかどうかの確認を行うということになりまして、それに対して区域内事業者は回答を行うということになるところをございます。

このようなプロセスをスムーズに進めていく必要をございますので、省令案において日数等の規定をしたいというものでございます。例えば、括弧の中にございますように、確認は1日以内ですとか、あとは、こうした日数が守られない場合には、事業者から総務大臣にそういった旨を報告するといった規定等を設けようとするというものでございます。

②は、届出契約約款についてございます。事業法では、従前より基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は契約約款を届け出ることとされておりまして、その契約約款の内容が不適切であるような一定の場合には、総務大臣による変更命令を行うことができるかとされているところをございます。

こちらは、改正後の事業法におきましては、最終保障電気通信事業者の役務の終了に関する事項が不適切な場合にも、総務大臣による変更命令が可能といった世界になるわけですが、この該当のケースを具体化するものでございます。括弧内の太字の部分にございますように、終了に係る手続ですとか、終了の条件が適正かつ明確に定められていないとき、こちらは利用者保護の観点から変更命令を可能とするものというふうにしたいというものでございます。このような明確化を行うものでございます。

(2)に参りまして、こちらが電話の関係でございます。まず、①ですけれども、担当支援区域に係る規律の導入に伴いまして、区域の申請様式等に係る規定を整備するというものでございます。

次に、②ですけれども、第一種単位区域の単位をどうするかというところで、こちら、都道府県を基本とするというところでございます。

③ですけれども、適格事業者の指定の要件でございます。こちら、カバー率の要件につきまして、世帯数及び事業所数ベースで90%以上とするものでございます。現行では、NTTのあまねく普及の世界観を念頭に、100%と規定されておりますけれども、改正後の世界観としては、適格事業者も含めて支えていくユニバーサルサービス制度ということでございますので、適格事業者の指定の要件としましては、モバイル網の実態なども踏まえまして、90%以上とするものでございます。

続きまして、(3)がブロードバンドの関係でございます。まず、①につきましては、電話と同様に、担当支援区域に係る規律の導入に伴いまして、区域の申請様式などを整備していくというものでございます。

こちら、電話と同様ということですが、厳密に申しますと、下の注でございますけれども、ブロードバンドサービスに関しましては、令和4年の事業法改正の中で、いわゆる支援区域の概念は導入されたところではございますけれども、今回の令和7年の法の改正後の世界においては、その区域ごとに手を上げる、あるいは手を下げるといった概念が導入されるところでございます。ですので、結果としては、電話と同様に、区域に関する手挙げないし手下げに関する手続や様式を整備する必要があるというところでございます。

次に、②ですけれども、回線規模報告に関してでございます。こちら、現行では毎事業年度に報告を行うというものでございますけれども、こちらを5事業年度ごとに緩和をするというものでございます。ブロードバンドの区域の単位については、全国約23万の町字単位ということで、事業者の皆様にとっても負荷の大きいところでございますので、こちらを緩和していくというものでございます。

次に、③ですけれども、適格事業者のいわゆる回線規模、カバー率の要件に関しまして、現行では世帯数に基づいてカウントしておりましたけれども、こちらを世帯数だけではなく、事業所数も勘案するというところでございます。

こちらの意図としましては、現状、例えば、とある町字で、世帯はないけれども事業所はあるといった、町字単位で細かく見ていくと、そういった事象も想定され得るところでございますので、そういったところもこのユニバーサルサービス制度の射程に含まれるようにということで、事業所数も含めてカウントをしてまいりたいという趣旨でござ

ざいます。

続きまして、④でございます。特別支援区域の類型についてでございます。特別支援区域に指定できる類型として、著しく困難であると見込まれる場合というところがございまして、現行では、その町字に公設設備があるかどうかという観点がございますけれども、その町字にあるかどうかというだけではなくて、その町字に公設設備がない場合であっても、その区域での役務提供に当たって公設の海底ケーブルが必要となる場合には、適用可能とするというところでございます。

こちらの趣旨といたしましては、例えば、ある離島が、複数の町字から構成されているとしまして、離島のとある町字に、出入口となるような公設の海底ケーブルがあるとしますと。この際、離島の奥のほうにある町字には、それ自体には公設の海底ケーブルは存在しませんけれども、通信サービスの提供に当たっては、その海底ケーブルを運ってくる必要があるというところでございます。

このように、その町字自体には公設の海底ケーブルがなくとも、離島全体をユニバーサルサービス制度の射程に含めるために、このような類型も適用可能としたいというところでございます。

次に、⑤ですけれども、第二種の交付金の交付要件の一つである継続提供期間の要件、現行1年超となっておりますけれども、こちらを緩和するというものでございます。

続きまして、(4) その他でございますが、①、第一種、すなわち電話の交付金の関係でございます。現在、時限的な措置としまして、標準偏差の2倍を加えた額を超える部分に限り補填をするという措置を行っているところでございますけれども、こちらを令和10年度交付分からは当該措置を終了するということを目指しまして、この機会に、制度整備として、この2 σ の措置の撤廃を省令上行いたいというものでございます。

あとは②ですけれども、規定順の整理ですとか、各種ハネ対応を行うというものでございます。

続きまして、右肩3ページ目でございます。スケジュールについてでございます。向こう1年間の線表をお示ししておりますけれども、右側の赤い縦線のところがございますように、来年の5月がいわゆる2年以内施行の期限となっているところでございます。これに向けまして、一見余裕があるようではありますが、やはり適格事業者の指定に係る手続など、制度整備の後に実施すべきこともございますので、そこから逆算をしてみますと、今回のタイミングで、その前提となる制度の整備が必要となるというところ

でございます。本日、諮問の御相談をさせていただいているというところでございます。

最後に、右肩 5 ページ目でございます。こちら、三次答申案の概要をお示ししております。本日、時間の関係で全ては申し上げられませんが、こちらの中で、例えば、左下のほうで、いわゆる 2 σ の終了ですとか、電話に関する支援区域の単位は都道府県であるとか、あと、その指定基準が 90 % 以上とか、そういった議論がなされてきたところでございます。これを踏まえて先ほどの改正事項を整理させていただいているというところでございます。

私からの御説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○藤井部会長 御説明ありがとうございました。

そうしましたら、ただいまの御説明について、御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申出いただければと思います。

森先生、お願いできますでしょうか。

○森部会長代理 御説明ありがとうございました。細かいところまで非常によくお考えいただいていると思いました。

すごく細かいことなんですけれども、第二種交付金の交付要件の一つとして、右肩 2 ページの (3) の⑤の、継続提供期間の要件、現行 1 年を緩和するということなんです。これをもちろん反対するわけではないんですが、大体どのような考え方でこのようになっているのかということを御説明いただいてもよろしいでしょうか。

○本村基盤整備促進課課長補佐 御質問ありがとうございます。こちら、いわゆる三次答申案の中でも議論がされているところでございます。もともと第二種交付金が、自主的な整備・維持に対する支援ということでありまして、あまり気軽に出たり入ったりということが行われないようにといった観点もございまして、継続的に 1 年以上役務を提供したことを踏まえて、それをもって交付金を交付するというような前提がございました。

一方で、令和 7 年の法改正後の世界におきましては、最終保障提供責務が生じるということになりますと、その事業者の意思に関わらず、義務的に役務を提供することになりますので、短期間であろうと、そうでなかろうと、義務は履行することになりますので、あまりいいかげんに出たり入ったりという観点がなくなります。ですので、この 1 年超という要件を撤廃するということを想定しているものでございます。

○森部会長代理　なるほど。大変よく分かりました。ありがとうございました。

○藤井部会長　ありがとうございました。

ほかに皆様方から何か御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、ほかに御意見、御質問はなさそうですので、本件につきましては、総務省において諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。意見の募集の期間は、８月２９日土曜から１０月２日金曜までといたします。

その後、ユニバーサルサービス委員会において調査・検討いただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめることとしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○藤井部会長　ありがとうございます。それでは、その旨決定することといたします。

○藤井部会長　以上で本日の審議は終了ということになります。

委員の皆様から最後、全体を通して何かございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、事務局から何かございますでしょうか。

○石井情報流通行政局総務課課長補佐　事務局の石井でございます。次回の電気通信事業部会は、９月３０日水曜日１０時からオンラインで開催いたしますので、皆様方、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上となります。

○藤井部会長　ありがとうございます。次回９月３０日ということで、よろしくお願いいたします。

そうしましたら、以上で本日の会議は終了させていただきます。皆様、御参加いただきまして、ありがとうございました。

閉　　会